

## 職員資格取得に伴う研修費負担要領

### (目的)

第1条 この要領は、職員の自己啓発意識及び資質を高めるとともに、職員の技術・技能の向上と顧客満足度の高いサービス提供に資するため、その一環として、各種資格の取得を奨励し、もって、社会福祉法人びゅうあひの能率的な事業運営の推進と職員の処遇改善を行うことを目的とする。

### (支給の対象)

第2条 職員で、別表1に定める資格(以下、「各種資格」という。)を取得するための諸学校等への在籍又は講習会等へ出席し、資格取得に必要な技術及び知識を習得する場合に、当該職員に対しその習得に要した授業料又は受講料及び教材費、負担金、受験料、交通費(宿泊費を含む)等(以下、「研修費」という。)を支給するものとする。

### (負担の基準及び支給額)

第3条 研修費負担の額は、その種別、回数に拘わらず、資格取得に要した研修費の総合計額とし、職員一人あたり年間10万円を限度とする。

- 2 在籍又は受講等が複数年度に亘る場合(複数年次のカリキュラムが定められている場合をいう。)は、最短の期間で修業する年数の研修費を各年次毎、負担するものとする。
- 3 特定の資格、免許を必要とする業務で職員の確保が困難な場合であって、業務の運営上、特に理事長が必要と認めるときは、資格取得に要した費用の全額とし、交通費等の額は、旅費規程を準用して算出された額とする。ただし、この場合においては、事前に理事長の承諾を得ていなければならない。

### (支給申請の手続)

第4条 職員で、第2条に基づく各種資格を取得し、研修費負担の支給申請を行おうとする者は、資格取得研修費負担申請書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に修了証及び研修費の支出を証する書類を添えて、理事長に研修費負担の交付を申請するものとする。
- 2 第3条第2項に規定する修業期間が複数年度に亘る場合は、各年度末日(3月31日)に前2項の申請書等(修了証を除く)を理事長に提出して、研修費負担の交付を申請するものとする。

## 付 則

この要領は、平成23年8月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表1

社会福祉関係	医療関係	学校関係
社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士 介護職員基礎研修課程修了 ホームヘルパー 介護支援専門員 保育士 言語聴覚士 視能訓練士 手話通訳士 福祉住環境コーディネーター 福祉用具専門相談員 サービス介助士 管理栄養士 栄養士 社会福祉主事任用資格 児童福祉士任用資格 身体障害者福祉士任用資格 知的障害者福祉士任用資格 児童指導員任用資格 その他社会福祉関係の資格	看護師 保健師 理学療法士 作業療法士 その他医療関係の資格	大学 短大 高校 専門学校 専修学校 その他学校関係の資格
	<b>会計関係</b>	<b>その他</b>
	簿記検定 その他医療関係の資格	国家資格、公的資格、 民間資格で、法人の事業運 営上所持していることが、将 来性を考慮して有益と理事 長が認めるもの
	<b>法律関係</b>	
	行政書士 社会保険労務士 その他法律関係の資格	

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

社会福祉法人ぴゅあ  
理事長 様

所属

申請者

職氏名

印

### 資格取得研修費負担申請書

下記のとおり職員資格取得に伴う研修費負担を受けたいので、社会福祉法人ぴゅあ職員資格取得に伴う研修費負担要領第4条の規定により申請します。

#### 記

資格等の名称 \_\_\_\_\_

修了証 記号 \_\_\_\_\_

発効日 \_\_\_\_\_

証明者 \_\_\_\_\_

修業期間 年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)

主たる修業場所

研修費総費用 \_\_\_\_\_円

(費用明細)

授業・受講料等 \_\_\_\_\_

教材費・負担金 \_\_\_\_\_

受験料、交通費 \_\_\_\_\_

その他 ( ) \_\_\_\_\_